

第 8 回(2012. 9.27 配信)

篠井純四郎の日本史講座－「間違えやすい日本の古い時代の話」

冠位と官位

推古(すいこ)天皇が制定した「冠位十二階」はよく知られています。推古天皇より摂政だった聖徳太子が制定したという方が有名かもしれませんが。聖徳太子は永い間お札で身近な存在だったのですが推古天皇はお札に描かれていませんからでしょうか。この冠位と「官位」とを混同する人がいます。混同しないまでも官位が「官職」と「位階」であることまでは知らない人がいます。

「冠位」とは、推古(すいこ)天皇 11 年(603)に 12 の位が制定されました。これが「冠位十二階」と呼ばれる制度で、貴族の身分を表し、その位によって着用する冠や服装が色で分けられました。

「官位」は、大宝元年(701)の大宝律令で制定された「官職」と「位階」のことで、人の身分と職制上の身分とを表していました。

冠位は、官位が制定されるまで何度も改訂されている。大化3年(647)には冠位 13 階、その後 19 階、26 階、天武天皇 14 年(685)には冠位 48 階になりました。この冠位は、位によって着用する冠や服装が色で分けられ、上から徳(紫)、仁(青)、礼(赤)、信(黄)、義(白)、智(黒)の順で、この位にそれぞれ大と小があって 12 階になります。

他方、「官位」とは「官職」と「位階」のことで、原則として官職に相当する「位階」を配して等級を定めました。この「位階」は、一位から三位まではそれぞれ「正(しょう)」と「従(じゅ)」があって 6 階、四位(しい)から八位までは正と従の他に「上(じょう)」と「下(げ)」に分かれるから 20 階、その下が「初位(そい)」とあって「大」と「小」があり、それぞれに上と下があって 4 階、合計 30 階です。

貴族とは五位以上の者を指しますが、この者たちは宮殿に上ることを許された「殿上人(てんじょうびと)」と呼び、この殿上人でも三位(さんみ)以上を「公卿(くぎょう)」という上級貴族です。官職でいえば大臣、大・中納言、参議のクラスですが、たとえ三位以下の位階でも参議などの官職であれば公卿と言いました。六位以下の者は「地下人(じげびと)」と呼ばれた。また、皇族にも官位があって、一品から四品までに分かれていました。皇族は品があるから上品な人の順から一品、二品と付け、貴族どもは下品だから品を付けない、というわけではありません。品は「ほん」と読み、品がない皇族でも一品になれます。

位階は何も人間に与えられたただけではありません。神さまにも位(神位または神階)を付けました。正一位から正六位上まで 15 階ありますが、よく知られているのは正一位稲荷大明神でしょう。また、ゴイサギという鳥がありますが、この鳥は醍醐(だいご)天皇(※1)が池にいるこの鳥を見て家来に捕まえさせたところ、逃げもせず捕らえられたので、神妙だといって五位を授けたからゴイサギと呼ばれました。たぶん、この鳥は疲れたか病気かで飛べなかったのでしょう。鳥だって狐だって官位が貰えたのです。

中央官庁(※2)の太政官の長官にあたる官職は太政大臣、左大臣、右大臣、内大臣で、正一位から従二位、次官には大納言、中納言、参議で正三位から従四位が相当しますが、業務を行う役人の官職には 4 階級(※3)あり、一般には長官(かみ:役所によっては頭、守などと表記する)、次官(すけ:助、輔、介など)、判官(じょう:尉、丞など)、主典(さかん:目など)といい、その下に雑任(ぞうにん)という下級官僚が所属していました。そのほとんどは正四位以下の位

でした。

平家一族(平清盛一家)が台頭するころまでの武士は上級貴族ではなかったから、こぞって上級官職を欲しがりました。また、江戸時代になってからは、武士は公卿に媚び、袖の下を使い、公卿は仲介料で稼ぎました。こうして、官職は形式上のものになっていきました。

現代の政府においても、大臣が粗製乱造日替わりメニューみたいになり、権威も名誉もなくなりましたが、議員が大臣の椅子が欲しくて権力者に媚びるのと同じで、実力が伴わないのに大臣になって舞い上がり、「不適切」な言動で、せっかく手に入れた椅子から転げ落ちるのが悲しいですね。

(※1) 醍醐天皇

第60代天皇で在位897～930ですが、この醍醐天皇による治世の評価は高く、たとえば在任中は摂政や関白を置かなかつたり、有名な『延喜式』などの編纂や、班田の励行とか院や王臣などによる山野の占有などを禁止したりして、後年「延喜の治世」と呼ばれました。しかし、この業績も菅原道真(すがわらのみちざね)を大宰府に左遷したことや、その後起こる天変地異などが菅原道真の怨霊によるものとして、醍醐天皇はだいいへん後悔して、そのため晩年は病についてしまい、まだ8歳の皇太子に天皇の位を譲って一週間後に死去してしまったことの方が有名で、立派な業績もこの事件の陰に隠れてしまった気の毒な面もあります。

(※2) 中央官庁

当時の中央官庁には2官8省1台5衛府がありました。2官とは神祇祭祀を司る「神祇官(じんぎかん)」と国政に携わる「太政官(たじょうかん)」を指す言葉で、その下に天皇の侍従や宮中業務を掌る「中務(なかつかさ)省」、文部省などにあたる「式部(しきぶ)省」、外交や寺院などを掌る「治部(じぶ)省」、戸籍や租税など財政を掌る「民部(みんぶ)省」、防衛省にあたる「兵部(ひょうぶ)省」、検察庁や裁判所にあたる「刑部(ぎょうぶ)省」、物価、出納などを掌る「大蔵(おおくら)省」、宮中の衣食住などを掌る「宮内(くない)省」の八省と、行政監察を行う「弾正台(だんじょうだい)」、また左兵衛府(さひょうえふ)、右兵衛府(うひょうえふ)、左右衛門府、左近衛府(さこのえふ)、右近衛府(うこのえふ)の五衛府があり、ほかに東宮(とうぐう)職や馬寮(めりょう)、検非違使庁(けびいしちょう)などがありました。なお、地方官庁として国司(こくし)や大宰府(だざいふ)、鎮守府(ちんじゅふ)などがありました。

(※3) 役人の官職

役人の官職には四つの階級ありました。一等級は「かみ」、二等級は「すけ」、三等級は「じょう」、四等級は「さかん」と呼ばれました。漢字では役所などによって表記が違っていました。たとえば、中務省や式部省などの多くの省では「かみ」は「卿」、「すけ」は「輔」、「じょう」は「丞」、「さかん」は「主典」と標記されましたし、省内に置かれた多くの寮(役所)では「頭」、「助」、「允」、「属」で、弾正台では「尹」、「弼」、「忠」、「疏」で、「かみ」以下にはそれぞれ大と小がありました。また、左右の衛門では「督」、「佐」、「尉」、「志」、近衛では「大将」、「中将」、「少将」、「将監」などで、ここから日本帝国陸海軍の将校の位である「大将」、「中将」、「少将」、「大佐」、「中佐」、「少佐」、「大尉」、「中尉」、「少尉」の称号が付けられました。なお、国司などの地方官職では「かみ」は「守」、「すけ」は「介」、「じょう」は「掾」、「さかん」は「目」と標記されましたし、大宰府では「帥」、「式」、「監」、「典」というように標記されました。

有名な歌人の西行法師は、役人だったころは佐藤義清(さとうののりきよ)といって、衛府の判官にあたる尉(じょう)だったから佐藤兵衛尉(ひょうえのじょう)義清と呼ばれました。また、源義経が九郎判官(はながん、ほうがん)と呼ばれたのは、位階が検非違使庁の3番目にあたる判官に叙せられたからですし、江戸時代に有名な大岡越前守(えちぜんのかみ)は越前国(福井県)の国司長官である守(かみ)に叙せられたからであり、忠臣蔵で有名な浅野内匠頭(たく

みのかみ)は中務省内匠寮(たくみりょう)の長官である頭(かみ)に叙せられたからで、また主君の仇打ちを果たした家老の大石内蔵助は、内蔵寮(くらりょう)の次官である助(すけ)に叙せられたからです。

江戸時代の貧乏長屋に住む町民の名前にあるような、太助、とか与助などの「助」は朝廷から与えられた官職名ではありません。将来この子が偉くなるようにと、本当は「守」とか「頭」とかを付けたいところですが、しよせん無理だろうから、せめて「助」でもと思って付けた親心なのでしょう。

(篠井純四郎)